

京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置促進補助金
交付の申請に関する業務の委託募集要項

1 委託業務の名称

京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置促進補助金交付の申請に関する業務

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

3 委託内容

別紙の仕様書のとおり

4 応募資格

本募集に応募する資格を有する者（コンソーシアム協定の場合は、幹事企業又は代表者）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていること又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

5 提案書類等の提出

提案書類等の提出は、次の(1)～(4)のとおり行うこととする。

(1) 参加意思確認書

プロポーザルへの参加を希望する者は、令和8年4月6日（月）午後5時までに、参加意思確認書（様式1）をファックス又は電子メールにて提出（印不要）し、電話等で京都市環境政策局地球温暖化対策室に受信したことを確認すること。

(2) 提案書類等

応募者は、以下のア～オに示す書類を提出すること。いずれも正本1部、副本4部の合計5部を提出すること。

ただし、オの書類については、正本1部のみの提出で可とする。

ア 事業者概要報告書（A4用紙、様式自由）

事業者名、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、組織図、K E S等の環境認証の取得状況、特記事項等を記載すること。

イ 業務実績報告書（A4用紙、様式自由）

本事業と同等又は類似の事業実績等を記入すること。

業務名、事業者名、履行期間、業務概要、特記事項等を記載すること。

ウ 企画提案書（A4用紙、様式自由）

仕様書の「2 業務委託の内容」に係る企画提案及び業務実施体制について記載すること。提案内容を補足するための参考資料を添付することができる。

なお、一部再委託を行う場合は、再委託内容についても提案書に記載すること（内

容によっては一部再委託を承諾しないことがある。)

また、コンソーシアム協定により複数の企業等で企画を提案する場合、業務分担ごとに実施内容等を記載するとともに、コンソーシアム協定書の写しも添付すること。

エ 見積書（様式自由）

「ウ 企画提案書」に記載する内容に基づく見積書とその内訳を作成すること。

オ 参加資格を証明する書類（本市の競争入札参加有資格者でない者のみ）

本市の競争入札参加有資格者でない者は、以下の書類を提出すること。

- ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明） ※1
- ・ 印鑑証明書 ※1
- ・ 納税証明書（国税等） ※1
- ・ 納税証明書（京都市税）該当者のみ ※1
- ・ 調査同意書（水道料金・下水道使用料） ※2
- ・ 京都市暴力団排除条例に係る誓約書（第1号様式） ※3

※1、2 京都市入札情報館に詳細及び様式を掲載しているため、必ず参照すること。

1 <https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/0804k/sanka0804k.htm>

2 <https://www2.city.kyoto.lg.jp/html/rizai/chodo/sanka/sanka.htm>

※3 <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000120713.html>

(3) 提出期限

令和8年4月8日（水）午後5時 必着

(4) 提出方法・提出先

応募書類は、京都市環境政策局地球温暖化対策室に郵送又は直接持参すること。

なお、直接持参する場合は事前に担当者に連絡すること。

(5) 質問及び回答

本要項及び仕様書に関する質問は、文書（様式自由）による方法とし、令和8年3月31日（火）午後5時までに電子メールで提出し、メール送付後、電話で担当者に受信を確認すること。全ての質問及び回答については京都市情報館に質問者を特定できる情報を削除したうえで、令和8年4月3日（金）午後5時までにホームページにて公表する。

なお、回答は本要項と一体のものであり、同等の効力を有するものとする。

住所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市 環境政策局 地球温暖化対策室 福田 森本

電子メールアドレス：ge@city.kyoto.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

（京都市情報館の「市政情報」>「入札・契約」>「入札・公募型プロポーザル情報」>「環境政策局」のページに掲載）

6 提案書に関するヒアリング

必要に応じて、応募書類等の内容についてヒアリングを実施する。その場合、開催時間及び開催場所等の詳細については、別途通知する。

7 受託候補者の決定等

(1) 評価項目及び評価基準

以下の評価基準について採点のうえ、選定委員会の各委員が採点した合計点の総合計が最も高い応募者を受託候補者として選定する（その他詳細は、「京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置促進補助金交付の申請に関する業務受託候補者選定の評価基準」に記載）。

評価基準	評価のポイント
提案内容（55点）	<ul style="list-style-type: none">・業務内容を十分に理解した上での企画提案であるか。・業務の運営方法が効果的であるか。・情報発信の内容及び手法は市民・事業者にわかりやすく効果的であるか。・相談及び申請窓口業務の運営が適切であるか。・提案内容に応募者特有の利点があるか。
資料作成能力（5点）	<ul style="list-style-type: none">・的確でわかりやすい資料を作成する能力があるか。
実施体制（20点）	<ul style="list-style-type: none">・指揮系統が明確であり円滑な業務運営がなされるか。・再生可能エネルギー及び建築に関する知識の豊富な人員及びその他業務運営に必要な経験、能力を持った人員が配置されているか。
業務実績（5点）	<ul style="list-style-type: none">・補助金等の相談及び申請窓口業務を実施した業務経験があるか。
市内貢献及び社会課題解決（5点）	<ul style="list-style-type: none">・京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する市内中小企業であるか（再委託を含む）。・SDGsに資する取組として、これからの1000年を紡ぐ企業認定及びKES等の環境認証を取得しているか。
見積金額（10点）	<ul style="list-style-type: none">・以下の数式により算出（※小数点以下は切捨て） 評価点=10点×（応募者中の最低見積金額）／（応募者の提案価格）

(2) 選定結果通知

応募者に対して、速やかに、選定結果を書面にて通知する。

なお、通知内容に疑義があり、理由の説明を求める場合は、選定結果の通知が届いてから休日を除く5日以内に書面で、京都市環境政策局地球温暖化対策室まで提出すること。

(3) 選定結果等の公表

契約の相手方を選定した後に、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を公表する。

8 委託料上限額

13,300千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

9 その他

- (1) 提案書類等の提出をはじめ契約の締結までにかかる全ての費用は応募者の負担とする。
- (2) 提案書類等については、本業務の受託候補者決定のためのみに使用し、他の目的には使用しない。
- (3) 提案書類等は返却しない。また、提出後の変更、差替え及び再提出は認めない。
- (4) 提案書類等に虚偽の記載をした場合は無効とする。
- (5) 本業務において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- (6) 契約保証金は不要とする。

10 スケジュール

日程	実施内容
令和8年3月25日（水）	応募受付開始、質問受付開始
令和8年3月31日（火）午後5時	質問受付期限
令和8年4月3日（金）午後5時	質問回答
令和8年4月6日（月）午後5時	参加意思確認書提出期限
令和8年4月8日（水）午後5時	提案書類等提出期限
令和8年4月中旬頃	書面審査
〃	受託候補者の選定、決定 受託候補者との初回協議
令和8年4月中旬頃	契約